今和6年12月

いわて年末年始無災害運動 実施中 令和6年12月1日~令和7年1月31日



冬季特有災害の防止

積雪・凍結による転倒・墜落 災害の防止!敷地・通路の除雪、 融雪剤、滑り難い靴の着用

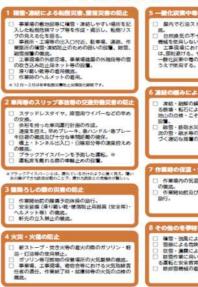
車両のスリップの防止! 速度を抑え、早めのブレーキ 雪下ろし時の墜落防止!

ヘルメット・命綱着用徹底 火災・火傷の防止!

一酸化炭素中毒の防止!

屋内での発電機等の使用禁止 凍結・緩みの繰返しによる土 砂崩壊防止!

作業時の保温と体操の実施! 強風によるハウス倒壊、除雪 機械の有資格者作業の徹底!



冬季特有災害を防止しよう!









賃金引上げ特設ページ ~ 取組事例の紹介・平均的な賃金検索 ~



令和6年10月27日より岩手県最低賃金が「時間額952円」に 引き上げられています。引き上げ額は前年比で59円です。

賃金の引き上げを行う必要がありますが、いくらにすればいい か悩むときなどは、検索機能によって各地域・業種、職種の平均 的な賃金を調べることができます。

また、賃金引き上げを実施した企業の取組事例を見ることがで きるほか、政府で行っている各種支援策を調べることができます。 是非、賃金引き上げ特設パージをご覧ください。

賃金引き上げ特設ページはこちら

(参考) 年収の壁・支援強化 パッケージはことら



(参考) 103万円の壁 130万円の壁 これらの対応 など



勤務間インターバル制度を導入しましょう!

平成31年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務 になっています。

勤務間インターバル制度は、就業時間から翌日の始業時間までの間に− 定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確 保し、健康な生活を送るために有効なものです。

勤務間のインターバル時間を十分確保することにより、従業員の健康の 維持・向上につながります。また、勤務間インターバル制度を導入し、 ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることにより、従業員の定着・確保 が期待でき、生産性の向上にもつながります。

勤務間インターバル制度の 導入・運用マニュアル、導入事例を紹 介しています。





岩手労働局・盛岡労働基準監督署

労働者死傷病報告事項が改正され、電子申請が義務化されます! 令和7年1月1日~

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、令和7年1月1日から以下のとおり改正されます。なお、電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化*されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、 ④については留意事項別に記入できるように記入機が5分割されました。



「略図」のデータを添付してください。「略図」 を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮って

そのデータを添付していただいても構いません

1事業の種類

日本標準産業分類から該当する 細分類項目を選択してください。 (例)製造業>食料品製造業>水産食 料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

2 被災者の職種

日本標準職業分類から該当する 小分類項目を選択してください。 (例) 生産工程従事者>製品製造・加 工処理従事者(金属製品を除く)> 食料品製造従事者

3 傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を 選択してください。 (例) 傷病名:負傷>切新 傷病部位:頭部>鼻

4 災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入し てください。

5国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資 格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入 カ支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票 印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署 に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。 また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に面利用が可能です。

**** スマートフォンからの電子由語も可能です /

\ スマートフォンからの電子申請も可能です / 入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから 厚生労働省HPにリンクします





以下の届出も電子申請が義務化されます!

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- □ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- ■じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

働き方改革の推進にご協力をお願いいたします。

令和6年4月1日から、建設業、ドライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用されています。

皆様へのお願いです。ご協力ください。

建設業では、週休2日制を見据えた適正な工期の設定が必要です。

トラックドライバーに関しては、荷待ち時間・荷役時間の削減と、再配達の削減が求められます。貸切バスや送迎バス等の運転者に関しては、行程やダイヤの改善、休憩時間確保のため、SA・PAでの駐車ルールの順守が大切です。

医師に関しては、緊急ではない病状での夜間・休日の 受診を避け、決められた診療時間内で受診しましょう。





ぐ)厚生労働省 V£x(50.) からいのために
おおいます。

岩手労働局・盛岡労働基準監督署